

令和3年4月契約締結分

| No. | 事業実施課所 | 契約に係る業務名 | 契約締結年月日 | 契約の相手方の 名称及び所在地 | 契約金額(円) 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む〕 | 随意契約の理由 | 地方自治 法施行令 第167 条の2第 1項中の 該当号 | 備 考 |
|-----|-----------------------|--------------------------------------|----------|---|-----------------------------------|--|---|-----|
| 1 | 土木部 技術管理課 | 令和3年度岡山県建設工 事に係る設計図書作成業 務 | 令和3年4月1日 | (公財)岡山県建設技術センター 岡山市北区首部294-7 | 234,300,000 | 本業務委託は建設工事の発注設計図書作成という公共性の高い業務であり、公共土木工事における施工計画・積算・監督・検査等の豊富な行政経験や、行政情報等において高度な守秘性と公平中立性が求められる業務であり、当該法人が本業務を確実に履行できる唯一の団体であるため。 | 第2号 | |
| 2 | 土木部 技術管理課 | 令和3年度工事監督・検 査補助業務 | 令和3年4月1日 | (公財)岡山県建設技術センター 岡山市北区首部294-7 | 40,370,000 | 本業務委託は県発注工事に係る監督・検査体制の充実、工事の品質確保及び施工の適正化を図るため、監督・検査の補助業務を行うものである。当該法人は、必要な知識と経験を有し、請負業者との利害関係がない公正・中立な機関への発注が必要であることから、当該法人がその業務の執行が可能である唯一の団体であるため。 | 第2号 | |
| 3 | 備前県民局 建設部 工務第一課 | 公共 河川工事(仮設物 管理) | 令和3年4月1日 | (株)竹内組 岡山市北区矢坂西町6-5 | 13,585,000 | 本業務は、公共 河川工事(橋梁下部工)において、(株)竹内組が設置した仮橋を、工事中迂回路として引き続き利用するため、継続設置期間中の管理を委託するものである。当該業者以外に委託することは、公共 河川工事(橋梁下部工)との諸経費調整が行えない等、仮橋の賃料が高額になり、競争入札に適さないことから、随意契約とする。また、当仮橋は、(株)竹内組が施工したものであり、内容も熟知し、円滑に業務を進めることができ、本業務を安価で適切に履行できる唯一の業者であるため。 | 第6号 | |
| 4 | 備前県民局 旭川ダム統合管理事務所 | 単県 ダム施設管理委託 (旭川ダム管理用制御処 理設備点検) | 令和3年4月1日 | 富士通ネットワークソリューショ ンズ(株)中国支社 広島県広島市中区紙屋町1-2-2 2 | 1,540,000 | 本業務は、旭川ダムに設置されているダム管理用制御処理設備の保守点検を行うものである。当該設備は、適正なダム管理をする上で重要な設備であるが、システムのコンピュータプログラムは、設置したメーカーが独自に開発した特殊性を有するものであり、本業務を円滑かつ確実に履行することができるのは「富士通ネットワークソリューションズ(株)中国支社」が唯一の業者であり、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、随意契約とする。 | 第2号 | |
| 5 | 備前県民局 旭川ダム統合管理事務所 | 単県 ダム施設管理委託 (竹谷ダム管理用制御処 理設備点検) | 令和3年4月1日 | 富士通ネットワークソリューショ ンズ(株)中国支社 広島県広島市中区紙屋町1-2-2 2 | 1,309,000 | 本業務は、竹谷ダムに設置されているダム管理用制御処理設備の保守点検を行うものである。当該設備は、適正なダム管理をする上で重要な設備であるが、システムのコンピュータプログラムは、設置したメーカーが独自に開発した特殊性を有するものであり、本業務を円滑かつ確実に履行することができるのは「富士通ネットワークソリューションズ(株)中国支社」が唯一の業者であり、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、随意契約とする。 | 第2号 | |
| 6 | 備前県民局 旭川ダム統合管理事務所 | 単県 ダム施設管理委託 (河平ダム多重無線設備 点検) | 令和3年4月1日 | 日本電気(株)岡山支店 岡山市北区下石井2-2-5 | 1,485,000 | 本業務は、河平ダムに設置されているダム防災用多重無線設備の保守点検を行うものである。当該設備は、適正なダム管理をする上で重要な設備であり、岡山県防災情報ネットワークに接続して運用されているが、日本電気(株)による独自規格及び機器において構成されているものであり、本業務を円滑かつ確実に履行することができるのは「日本電気(株)岡山支店」が唯一の業者であり、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、随意契約とする。 | 第2号 | |

令和3年4月契約締結分

| No. | 事業実施課所 | 契約に係る業務名 | 契約締結年月日 | 契約の相手方の 名称及び所在地 | 契約金額(円) 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む〕 | 随意契約の理由 | 地方自治 法施行令 第167 条の2第 1項中の 該当号 | 備 考 |
|-----|-----------------------|--------------------------------------|----------|--|-----------------------------------|---|---|-----|
| 7 | 備前県民局 旭川ダム統合管理事務所 | 単県 ダム施設管理委託 (河平ダム管理用制御処 理設備点検) | 令和3年4月1日 | パナソニックシステムソリューシ ョンズジャパン(株)中国社 中国営 業所 広島県広島市中区八丁堀5-7 | 1,045,000 | 本業務は、河平ダムに設置されているダム管理用制御処理設備の保守点検を行うものである。 当該設備は、適正なダム管理をする上で重要な設備であるが、システムのコンピュータプログラムは、設置したメーカーが独自に開発した特殊性を有するものであり、本業務を円滑かつ確実に履行することができるのは「パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)中国社 中国営業所」が唯一の業者であり、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、随意契約とする。 | 第2号 | |
| 8 | 備中県民局建設部 檜井ダム管理事務所 | 単県 ダム施設管理(ダ ム管理設備保守点検) | 令和3年4月1日 | パナソニックシステムソリューシ ョンズジャパン(株)中国社 中国営 業所 広島県広島市中区八丁堀5-7 | 1,375,000 | 檜井ダムのダム管理設備は、適正なダム管理に必要なダム諸量の観測や演算処理、堤体や周辺状況の確認、警報制御等を行う必要不可欠な設備であり、常に正常な状態に維持する必要がある。また、本設備は開発メーカー独自のコンピュータプログラムにより設計が大きく異なる特殊性を有するため、本体の点検やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行することができるのは、本設備の施工業者であるパナソニックシステムソリューションズジャパン(株)中国社中国営業所唯一であり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 | 第2号 | |
| 9 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | 単県 ダム管理委託(取 水放流設備点検) | 令和3年4月1日 | 片岡工業(株) 新見市新見325 | 1,298,000 | 高瀬川ダムの取水放流設備は、流水の正常な機能を維持するための流量および水道用水等の利水流量を計画的に取水・補給するための重要な施設である。 なお、本設備はダム管理上重要な設備であり、設備等に異常が生じるなどの緊急事態に対応するため、年間保守契約を締結する必要があるが、3月19日の入札が不調となったことから、入札時に応札のあった業者のうち、最低価格で応札した業者を選定した。 | 第5号 | |
| 10 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | 単県 ダム管理委託(流 入予測システム年間保守 業務) | 令和3年4月1日 | (一財)日本気象協会関西支社 大阪府大阪市中央区南船場2-3- 2 | 2,453,000 | 河本ダムの流入予測システムは、適正なダム管理を行うために必要不可欠なシステムであり、常に正常な状態に維持する必要がある。 本システムは構築業者が、降雨予測及び流入解析について独自のプログラムにより構築し、システムハード(機器)の管理も行っている。そのため、保守業務を円滑かつ確実に履行することができるのは、本システムの構築業者に限定されることから、一般財団法人日本気象協会を契約相手方とするものである。 | 第2号 | |
| 11 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | 単県 ダム管理委託(取 水放流設備点検) | 令和3年4月1日 | 三井造船特機エンジニアリング(株) 玉野市3-1-1 | 2,046,000 | 三室川ダムの取水放流設備は、河川の流水、農業用水等に要する水量を取水し、発電に利用して放流する設備であり、ダム下流の流水の正常な機能の維持、上水道及び工業用水の確保供給を担っている。これらの設備を正常な状態に維持するため、定期的な保守及び点検が必要である。 なお、本設備はダム管理上重要な設備であり、設備等に異常が生じるなどの緊急事態に対応するため、年間保守契約を締結する必要があるが、3月19日の入札が不調となったことから、入札時に応札のあった業者のうち、最低価格で応札した業者を選定した。 | 第5号 | |
| 12 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | 単県 ダム管理委託(管 理用制御処理設備点検) | 令和3年4月1日 | 東芝通信インフラシステムズ(株)関 西支店 大阪府大阪市中央区本町4-2-1 2 | 1,540,000 | 三室川ダムの管理用制御処理設備は、適正なダム管理に必要なダム諸量の観測、演算処理、警報制御及び表示等を行う必要不可欠な設備であり、常に正常な状態を維持する必要がある。 なお、本設備は開発メーカー独自のコンピュータプログラムにより、設計が大きく異なる特殊性を有するため、本体の点検やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行することができるのは、本設備の施工業者に限定されることから、東芝通信インフラシステムズ(株)関西支店を契約相手方とするものである。 | 第2号 | |

令和3年4月契約締結分

| No. | 事業実施課所 | 契約に係る業務名 | 契約締結年月日 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 契約金額(円) 〔消費税額及び地方消費税の額を含む〕 | 随意契約の理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号 | 備考 |
|-----|-----------------------------|-------------------------------|-----------|---|-------------------------------|--|-------------------------|----|
| 13 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | 単県 ダム管理委託(テレメータ・放流警報設備点検) | 令和3年4月1日 | 東芝通信インフラシステムズ(株)関西支店 大阪府大阪市中央区本町4-2-12 | 4,125,000 | 千屋ダムテレメータ・放流警報設備は、適正なダム管理に必要な気象情報の収集及び放流時の下流への警報を行うために設置している必要不可欠な設備であり、常に正常な状態に維持する必要がある。 なお、本設備を制御・監視するシステムは開発メーカー独自のコンピュータープログラムにより特殊性を有することから、システム故障時の対応や部品の調達等の早急な対応が可能な本設備のシステム開発・施工業者である東芝通信インフラシステムズ(株)関西支店と随意契約するものである。 | 第2号 | |
| 14 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | 単県 ダム管理委託(管理用制御処理設備点検業務) | 令和3年4月1日 | 富士通ネットワークソリューションズ(株)中国支店 広島県広島市中区紙屋町1-2-22 | 4,180,000 | 河本ダムのダム管理用制御処理設備は、適正なダム管理に必要なダムの諸量の観測、演算処理、警報制御及び表示等を行うために必要不可欠な設備であり、常に正常な状態に維持する必要がある。 なお、本設備は開発メーカー独自のコンピュータープログラムにより、設計が大きく異なる特殊性を有するため、故障時の対応や部品の調達等の早急な対応が可能な本設備の開発、施工業者である富士通ネットワークソリューションズ(株)と随意契約するものである。 | 第2号 | |
| 15 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | 単県 ダム管理委託(管理用制御処理設備点検) | 令和3年4月1日 | パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)中国社中国営業所 広島県広島市中区八丁堀5-7 | 1,650,000 | 千屋ダム管理用処理設備は、適正なダム管理に必要な気象・堤体情報の収集及び、洪水調節時の高水管理および平常時の低水管理のためのゲート操作、ダム諸量の観測、演算処理、警報制御及び表示等を行う必要不可欠な設備であり、常に正常な状態に維持する必要がある。 なお、本設備は開発メーカー独自のコンピュータープログラムにより、設計が大きく異なる特殊性を有するため、本体の点検やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行することができるのは、本設備の施工業者に限定されることから、パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)中国社中国営業所を契約の相手方とするものである。 | 第2号 | |
| 16 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | 単県 ダム管理委託(テレメータ・放流警報設備点検) | 令和3年4月1日 | 東芝通信インフラシステムズ(株)関西支店 大阪府大阪市中央区本町4-2-12 | 2,420,000 | 高瀬川ダムのテレメータ・放流設備は、適正なダム管理に必要なダムの諸量の観測、演算処理、警報制御及び表示等を行うために必要不可欠な設備であり、常に正常な状態に維持する必要がある。 なお、本設備は開発メーカー独自のコンピュータープログラムにより、設計が大きく異なる特殊性を有するため、本体の点検やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行することができるのは、本設備の施工業者に限定されることから、東芝通信インフラシステムズ(株)関西支店を契約相手方とするものである。 | 第2号 | |
| 17 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | 単県 ダム管理委託(テレメータ・放流警報設備点検) | 令和3年4月1日 | 富士通ネットワークソリューションズ(株)中国支店 広島県広島市中区紙屋町1-2-22 | 1,419,000 | 三室川ダムテレメータ・放流警報設備は、適正なダム管理に必要な気象情報の収集及び放流時の下流への警報を行うために設置している必要不可欠な設備であり、常に正常な状態に維持する必要がある。 なお、本設備を制御・監視するシステムは開発メーカー独自のコンピュータープログラムにより特殊性を有することから、システム故障時の対応や部品の調達等の早急な対応が可能な本設備のシステム開発・施工業者である富士通ネットワークソリューションズ(株)中国支店と随意契約するものである。 | 第2号 | |
| 18 | 美作県民局 農林水産事業部 農地農村整備課 | 中山間地域農業農村総合整備事業 美咲地区 積算資料作成業務 | 令和3年4月22日 | 岡山県土地改良事業団体連合会 岡山市北区内山下1-3-7 | 1,705,000 | 本業務は、土地改良事業に係る建設工事の入札のための予定価格を算定するものであり、公正・中立な競争入札の機会を確保するために守秘義務の徹底を図ることが求められる。県と同一の積算システムの利用を認められており、守秘義務を保持し、公正な立場で本業務を確実に履行できる者は左記業者のみであるため、契約の性質が競争入札に適さず、随意契約を締結するものである。 | 第2号 | |

令和3年4月契約締結分

| No. | 事業実施課所 | 契約に係る業務名 | 契約締結年月日 | 契約の相手方の 名称及び所在地 | 契約金額(円) 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む〕 | 随意契約の理由 | 地方自治 法施行令 第167 条の2第 1項中の 該当号 | 備 考 |
|-----|---------------------------|--------------------------|----------|--|-----------------------------------|--|---|-----|
| 19 | 美作県民局 建設部 工務第二課 | 公共 道路工事(トンネル排水中和処理) | 令和3年4月1日 | (株)森脇興業 久米郡美咲町西593 | 3,850,000 | 本業務は、トンネルにおける排水中和処理を行うものであり、トンネル工事期間中、左記業者が中和処理業務の1次下請けとして直接的に実施し、工事完了後も一定期間継続して維持管理を行っている。左記業者は、現地の状況に精通している地元業者であり、日常的な点検管理や緊急時における迅速な対応が可能であること、また、左記業者以外に委託することは、設備の撤去、再設置等に係る費用が高額となり競争入札によることが不利と認められるため、随意契約を締結するものである。 | 第6号 | |
| 20 | 美作県民局 建設部 津川ダム管理事務所 | 単県 津川ダム(ダム情報処理設備等保守点検業務) | 令和3年4月1日 | パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)西日本社 大阪府大阪市淀川区宮原1-2-33 | 1,980,000 | 本業務は、ダム諸量の演算処理や出水時の警報周知等のダム管理業務に不可欠な設備の保守点検業務であるが、当該設備は、開発メーカー独自のシステム設計等により特殊性を有することから、この点検や運用に掛かる支援を円滑かつ確実に履行できる業者は、当該システムの開発メーカーである左記業者のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 | 第2号 | |
| 21 | 美作県民局 建設部 真庭地域工務課 | 単県 道路工事(トンネル排水中和処理業務) | 令和3年4月1日 | (株)蒜山興業 真庭市蒜山下徳山263-2 | 6,501,000 | 本業務は、県道新見勝山線に整備しているトンネルにおいて、本体工事の完成後も継続して排出している強アルカリ性排水(湧水)の中和処理を目的に設置された中和処理設備の継続的な維持管理を委託するものである。 左記業者はトンネル工事期間中に1次下請けとして中和処理業務を実施し設備の維持管理も行っており、地元業者であることから日常的に点検管理することが可能であり、機器の故障などの緊急時においても迅速に対応できるため選定した。 また、左記業者以外に委託することは、設備の撤去、再設置等に係る費用が高額となり競争入札によることが不利と認められるため、随意契約を締結するものである。 | 第6号 | |
| 22 | 美作県民局 建設部 真庭地域工務課 | 単県 道路工事(仮設防護柵撤去工) | 令和3年4月1日 | (株)青木建設 真庭市横部307 | 2,695,000 | 本箇所の仮設防護柵は、平成30年7月豪雨の被災区間に応急設置したものであるが、令和3年度も災害復旧工事において継続利用するために存置する必要がある。 本工事は、当該仮設防護柵の管理業務及び撤去工事を実施するものであるが、設置工事から現在まで管理している左記業者以外に適切な管理及び撤去工事が行える業者がおらず、競争入札に適しないと認められるため、随意契約を締結するものである。 | 第2号 | |
| 23 | 美作県民局 建設部 真庭地域工務課 | 単県 ダム施設管理(管理設備保守点検) | 令和3年4月1日 | パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)中国社 広島県広島市中区八丁堀5-7 | 1,012,000 | 本箇所のダムコンピューターは、左記業者が独自に開発し、以降、保守・改良を行っているシステムであり、システムに使用しているプログラムの著作権も左記業者が所有している。 そのため、左記業者以外が本プログラムを使用することは困難であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため随意契約を締結するものである。 | 第2号 | |
| 24 | 美作県民局 建設部 勝英地域工務課 | 単県 道路工事(観測業務) | 令和3年4月1日 | (株)エイト日本技術開発中国支社 岡山市北区津島京町3-1-21 | 3,069,000 | 本業務は過年度に設置した、本路線における伸縮量及び水位観測システムにより実施する観測業務であり、現システムの運用者以外の者に実施させる場合は新たに各種システムを撤去設置する必要が生じ、著しく不経済であることから、随意契約とするものである。 | 第6号 | |

令和3年4月契約締結分

| No. | 事業実施課所 | 契約に係る業務名 | 契約締結年月日 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 契約金額(円) 〔消費税額及び地方消費税の額を含む〕 | 随意契約の理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号 | 備考 |
|-----|---------------------------------|--|-----------|--|-------------------------------|--|-------------------------|----|
| 25 | 美作県民局 農林水産事業部 勝英地域農地農村整備室 | 農村地域防災減災事業 (農業用河川工作物応急対策) 堂々瀬地域 起伏掘設計積算業務 | 令和3年4月23日 | 岡山県土地改良事業団体連合会 岡山市北区内山下1-3-7 | 1,947,000 | 本業務は、土地改良事業に係る建設工事の入札のための予定価格を算定するものであり、公正・中立な競争入札の機会を確保するために守秘義務の徹底を図ることが求められる。 県の積算システムは、システムも含めた情報の守秘義務があり、一般コンサルタントにはその利用は認めていないが、当該法人は、県と同一の積算システムの利用を認められている唯一の団体である。また現在までに県、市町村等から土地改良事業の積算業務を受託し、これを確実に履行した実績があることから、守秘義務を保持し公正な立場で本業務を確実に履行できる唯一の団体である。 | 第2号 | |
| 26 | 美作県民局 農林水産事業部 勝英地域農地農村整備室 | 水利施設等保全高度化事業(一般型) 滝川導水路地区 管更生工事設計積算業務 | 令和3年4月30日 | 岡山県土地改良事業団体連合会 岡山市北区内山下1-3-7 | 2,090,000 | 本業務は、土地改良事業に係る建設工事の入札のための予定価格を算定するものであり、公正・中立な競争入札の機会を確保するために守秘義務の徹底を図ることが求められる。 県の積算システムは、システムも含めた情報の守秘義務があり、一般コンサルタントにはその利用は認めていないが、当該法人は、県と同一の積算システムの利用を認められている唯一の団体である。また現在までに県、市町村等から土地改良事業の積算業務を受託し、これを確実に履行した実績があることから、守秘義務を保持し公正な立場で本業務を確実に履行できる唯一の団体である。 | 第2号 | |
| 27 | 警察本部 警務部 会計課 | 岡山県警察鉄道警察隊改修工事実施設計委託 | 令和3年4月26日 | ジェイアール西日本コンサルタンツ(株)岡山支店 岡山市北区下石井1-1-3 | 6,534,000 | 本業務の対象となる場所はJR西日本が管理運営しているJR岡山駅の駅舎内にあり、JR西日本の駅舎耐震改修工事と同時期に一体的に実施するものである。本業務を円滑に実施するためには業務履行上の経験、知識などを特に必要とし、業務に精通した者に業務を行わせる必要があり、JR西日本の行う耐震改修工事の設計業務と密接に関係する業務であるため、JR西日本から当該業務を受託したジェイアール西日本コンサルタンツ(株)岡山支店以外では、円滑かつ適切な設計及び設計責任の明確化を確保できないことから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 | 第2号 | |